

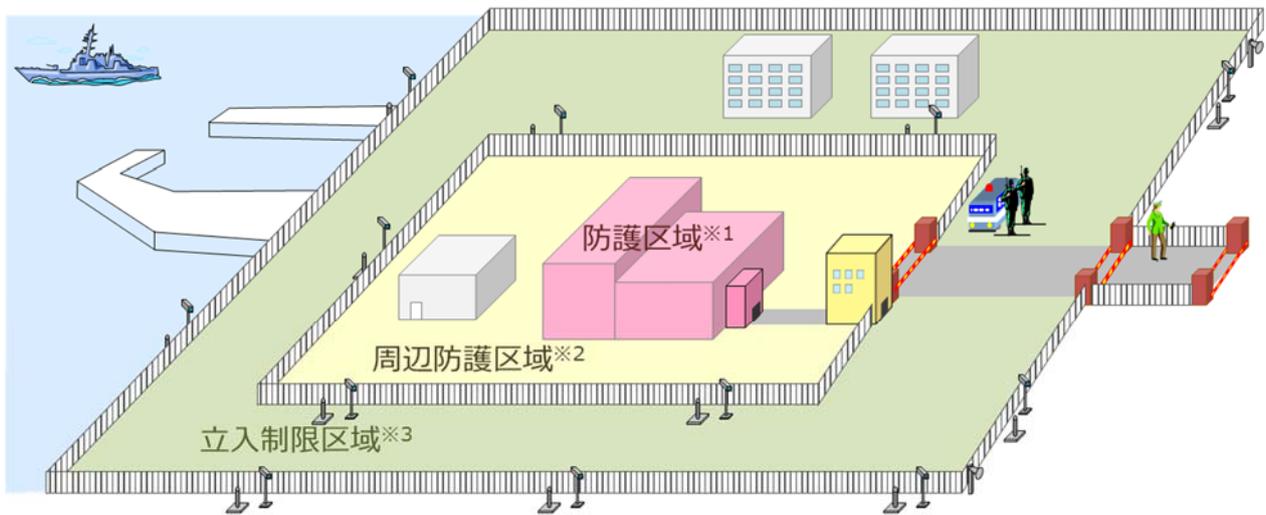
福島第二原子力発電所における核物質防護に関わる不適合案件について（概要）

2022年11月22日

東京電力ホールディングス株式会社

■防護区域内防護対象枢要設備における2人ルールの不徹底

- ・ 防護区域内の設備のうち、交流電源の供給または原子炉および使用済燃料の冷却にあたり特に重要なものについては、防護区域内防護対象枢要設備（以下「枢要設備」）として、周辺に柵等を設置して容易に人が近づけない措置を講ずるとともに、柵等の中のエリアで作業や巡視を行う場合には、相互監視を目的に2人以上の者で同時に行うこと（以下「2人ルール」）が要求されている。
- ・ この要求事項に対し、福島第二原子力発電所の枢要設備が設置されているエリア内において協力企業の委託警備員が2人ルートを徹底せず単独で巡視していたことを当社社員が確認したことから、元請企業を通じて改めて調査した結果、当該委託警備員が所属する協力企業では2人ルートを徹底していない者が多数いたことが分かった。
- ・ 原因として、当該協力企業では相互監視という2人ルールの目的が十分に理解されておらず、業務負荷を低減するために、枢要設備が設置されているエリア内の巡視を手分けして行っていたことが分かった。また、当社としても元請企業を通じた当該協力企業の業務実態の確認が十分ではなかった。なお、枢要設備が設置されているエリアに入域する際の手荷物検査や2人同時での入退域処理等の手続きは問題なく行われており、施設等への妨害破壊行為もなかったことを確認している。
- ・ 対策として、当該協力企業を含む核物質防護業務従事者に対しては、2人ルールをはじめとする枢要設備が設置されているエリアにおける要求事項とその目的について再教育を行った。また、当該協力企業においては、枢要設備が設置されているエリアへ入域する際に、単独行動禁止を唱和させるとともに、役割を明示し2人ルートを意識付けするための腕章を着用させることとした。加えて、業務負荷を低減するために、委託警備員を増員した。当社においても、元請企業を通じてこうした業務実態の確認を強化していく。
- ・ 更に、今後、福島第二原子力発電所では、2人ルールを含む枢要設備の防護措置解除の申請を行っていく。
- ・ なお、柏崎刈羽原子力発電所について、2人ルールを含む枢要設備の防護措置に係る実施状況を調査した結果、同様の不適合事案が発生しうる状況にないことを確認している。また、福島第一原子力発電所については、特定原子力施設であることから、当該の防護措置は適用されておらず同様の不適合事案は発生しない。



- ※1 防護区域：特定核燃料物質を使用・貯蔵する設備が設置されている区域
- ※2 周辺防護区域：防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うため、防護区域の周辺に定める区域
- ※3 立入制限区域：周辺防護区域の周辺の人出入りを制限する区域

図1. 核物質防護に係る区画のイメージ

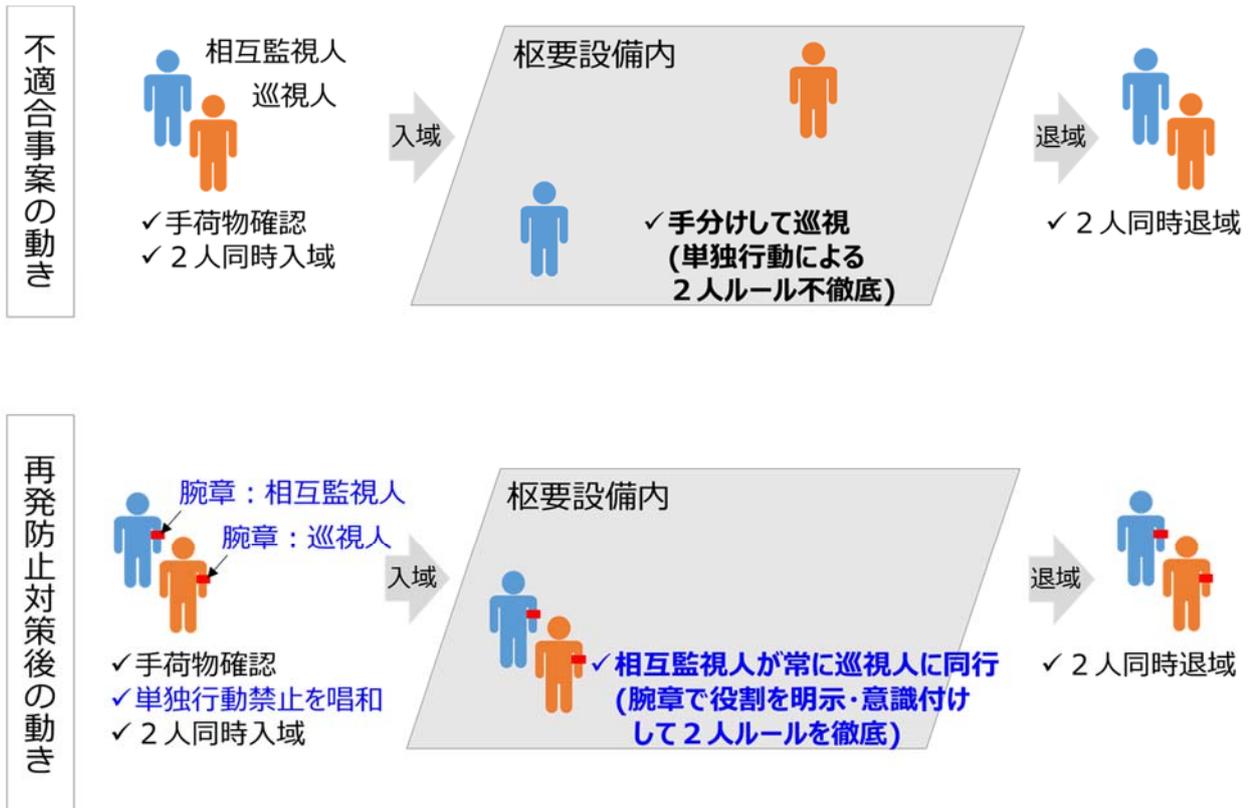


図2. 枢要設備における2人ルールのイメージ